



# 工作機械－安全性－放電加工機

JIS B 6032 : 2025

(JMTBA/JSA)

令和 7 年 10 月 25 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	田辺 新一	早稲田大学
(委員)	安部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	江坂 行弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	片山 英樹	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	鐘築 利仁	一般財団法人日本規格協会
	鎌田 敏郎	大阪大学
	倉片 憲治	早稲田大学
	越川 哲哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	小山 明男	明治大学
	是永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎名 武夫	千葉大学
	寺家 克昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清水 孝太郎	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
	高津 章子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高辻 利之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田淵 一浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	俵木 登美子	一般社団法人くすりの適正使用協議会
	水流 聰子	東京大学
	廣瀬 道雄	一般社団法人日本鉄道車輌工業会
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	細谷 恵	主婦連合会
	増井 慶次郎	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	山内 正剛	国立大学法人信州大学

主務大臣：厚生労働大臣、経済産業大臣 制定：平成 28.11.25 改正：令和 7.10.25

官報掲載日：令和 7.10.27

原案作成者：一般社団法人日本工作機械工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3434-3961)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田3-11-28 三田Avanti TEL 050-1742-6017)

審議部会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 田辺 新一）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>序文</b> .....	1
<b>1 適用範囲</b> .....	1
<b>2 引用規格</b> .....	2
<b>3 用語及び定義</b> .....	4
<b>4 主要な危険源のリスト</b> .....	8
<b>5 安全要求事項及び／又は保護方策</b> .....	11
<b>5.1 一般</b> .....	11
<b>5.2 放電加工機及び放電加工システムの制御システムの安全関連部</b> .....	11
<b>5.3 運転モード</b> .....	12
<b>5.3.1 運転モードの選択</b> .....	12
<b>5.3.2 運転モードにおける保護方策</b> .....	12
<b>5.4 停止機能</b> .....	15
<b>5.4.1 運転停止</b> .....	15
<b>5.4.2 非常停止</b> .....	15
<b>5.5 特定要求事項</b> .....	16
<b>6 使用上の情報</b> .....	23
<b>6.1 一般</b> .....	23
<b>6.2 マーキング、表示及び警告文</b> .....	23
<b>6.3 取扱説明書</b> .....	24
<b>6.3.1 一般</b> .....	24
<b>6.3.2 設置するための準備</b> .....	24
<b>6.3.3 運転のための追加情報</b> .....	27
<b>6.3.4 騒音</b> .....	28
<b>附属書 A (参考) 例及び概略図</b> .....	29
<b>附属書 B (規定) 騒音試験方法</b> .....	38
<b>附属書 C (参考) 特定地域における防火規則</b> .....	42
<b>参考文献</b> .....	54
<b>附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表</b> .....	55
<b>解 説</b> .....	58

## まえがき

この規格は、産業標準化法第16条において準用する同法第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本工作機械工業会（JMTBA）及び一般財團法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 6032:2016**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 工作機械－安全性－放電加工機

Machine tools—Safety—Electrical discharge machines

## 序文

この規格は、2022年に第2版として発行された**ISO 28881**を基とし、我が国の火災予防条例などに準拠するため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA**に示す。

この規格は、**JIS B 9700**に定義するタイプC規格（個別機械安全規格）である。

このタイプC規格の規定がタイプA規格（基本安全規格）又はタイプB規格（グループ安全規格）と異なる場合には、この規格に基づいて設計及び製造した機械に対しては、この規格の規定が優先される。

なお、この規格で規定していない放電加工(EDM)機及び放電加工システムに関する危険源については、**JIS B 9700:2013**による。

この規格は、機械の設計者、製造業者、供給者及び輸入者に対する要求事項を示し、さらに、製造業者が使用者へ提供する情報の一覧を含む。

## 1 適用範囲

この規格は、機械を設計、製造、据付け及び／又は供給する人（事業者）が導入することを意図した、次の放電加工機及び放電加工システムに適用可能な安全要求事項及び／又は保護方策について規定する。

- 手動形彫り放電加工機又は手動細穴放電加工機
- 数値制御形彫り放電加工機又は数値制御細穴放電加工機
- 数値制御ワイヤ放電加工機

この規格は、製造業者が使用者に提供しなければならない情報を含む。

この規格は、アーク放電加工機（arc eroding machining equipment）及び電解加工機には適用しない。

この規格は、非爆発性雰囲気にある通常の作業環境における放電加工機及び放電加工システムの輸送、据付け、段取り、保全、修理、及び移動又は廃棄のための解体を含む、意図する使用及び合理的に予見可能な誤使用を考慮しており、これらにおける放電加工機に関連する全ての主要な危険源、危険状態及び危険事象を扱う（**箇条4**参照）。

この規格は、放電加工機及び放電加工システムが備える制御システムの安全関連部に対し、**JIS B 9705-1:2019**で規定する要求パフォーマンスレベル及びカテゴリを規定する。